

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日、閣議決定）（抄）

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）とは、改正した統計法第 4 条に基づき、公的統計の総合的・計画的な整備を中長期視点から政府全体として推進するために、閣議決定によって、5 年間における公的統計の整備に関する基本的な考え方、取り組むべき施策の方向性、必要な措置等を定めるものであり、厚生労働省に対し以下のとおり、新たな基幹統計の整備を求めている。

2 新たに基幹統計として整備する統計

統計名	理由、留意事項	実施時期	現状
完全生命表／簡易生命表	国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	平成 22 年度までの整備に向けて、平成 21 年度から所要の準備を開始する。	平成 23 年 2 月 17 日付けで基幹統計として指定され、同年 3 月 2 日の総務省告示第 70 号により、その旨が公示された（平成 23 年度に公表するものから適用）。
社会保障給付費	ILO が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。	別途掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。	平成 22 年度においては、研究所内外の研究者による「社会保障費統計に関する研究会」を発足させ、内閣府等の協力も得つつ、各種国際基準に基づく統計との整合性の向上に向けた検討を開始した。平成 23 年度には、この研究会における検討成果等を踏まえつつ、社会保障給付費を基幹統計として整備するための準備対応を着実に進めていく予定。

参考； 課題（一部抜粋）

社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準（SNA、ESSPROS（欧州統合社会保護統計制度）、SOCX（OECD 社会支出統計）、SHA など）に基づく統計との整合性の向上について検討する。